

第4章 プランの推進に向けて

1 多文化共生推進主体の役割の明確化

多文化共生の推進にあたっては、地域全体の課題として、県、市町村などの地方自治体、国際交流協会、NGO・NPO、企業、大学、学校や地域住民など多様な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、かつ連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいくことが重要です。

多文化共生の推進に効果的に取り組むために、各推進主体の役割分担について、明確化します。

国

外国人の出入国及び在留の管理を始めとした諸制度は、第一義的には、国の所管であることから、国において多文化共生推進の政策を企画立案し、総合調整を行う専門組織を設置することが必要です。また、国としての外国人の受入れに関する基本方針を策定するとともに、国の役割や地方自治体などの連携のあり方を提示することが強く望まれます。

更に、県や市町村が外国人県民に行政サービスを提供したり、納税など住民としての義務の履行を促したりするには、外国人県民の所在情報を的確に把握する必要があります。国は、外国人の正確な所在情報などを迅速かつ的確に把握できる制度整備を行う必要があり、県や市町村が施策立案や業務遂行に必要な外国人に関する情報などを利用できる仕組みとなることが望まれます。

そのほか、定住化が予想される外国人が日本社会に適応し生活していくにあたって最低限必要となる日本語によるコミュニケーション能力の習得や日本社会に関する学習を促すための施策、外国人児童生徒に対する教育の基本方針の策定などが求められます。

愛知県

愛知県は、「新しい政策の指針」や本プランの実現に向けて、市町村を包括する広域の地方自治体として、市町村の境界を越えた広域的な課題への対応、市町村レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

愛知県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

施策の推進にあたっては、庁内関係部署との連携が図られる体制の下実施していくとともに、国、都道府県、市町村、県・市町国際交流協会、NGO・NPO、企業、大学、学校などとの連携・協働も積極的に図ります。

そのほか、国の外国人受入れ方針の明確化や法制度などの整備が多文化共生を推進

するうえで基本的な前提となるため、国の制度に関わるものは、引き続き、積極的に見直しや改善を要望します。

市町村

市町村は、より身近な住民サービスを提供する基礎自治体です。教育、住宅、防災、社会保障など日常生活に関する分野の行政サービスを向上させるとともに、提供される行政サービスや、税金・社会保険料(税)の納付など履行しなければならない義務の内容などの情報を、多言語で提供する必要があります。一方、地域住民に対しても、多文化共生に関する啓発などの取組を推進していくことが求められます。

市町村教育委員会は、愛知県教育委員会と連携しながら、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを進め、児童生徒の状況に応じた支援が求められます。

県との役割分担を明確にしなが、できる限り早期に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域の実情にあわせ、多文化共生の地域づくりを推進していくことが求められます。

愛知県国際交流協会・市町国際交流協会

国際交流協会は、県や市町村と連携して、多言語情報の収集・提供、外国人県民に対する相談事業、NGO・NPO の活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細やかな取組の推進を図ることが期待されます。そのほか、様々な多文化共生推進主体間のネットワークの構築も求められます。

更に、地域の国際交流協会の中核的な役割を担う愛知県国際交流協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民、NGO・NPO、市町村などが活動を行いやすい環境整備に努めることも期待されます。

NGO・NPO など

多文化共生の取組は、NGO・NPO などの活発な活動に支えられてきました。各団体が持つノウハウや情報、ネットワークなど団体の特色を生かしなが、地域のニーズを的確に把握した活動や行政機関が対応しきれない部分への活動の展開が期待されます。

また、外国人県民自らがNPOなどを設立し、主体的に活動している事例も見られるようになってきました。外国人県民も地域社会の一員であり、地域社会を支える担い手であるという自覚を醸成していくため、外国人県民の地域活動への積極的な参加促進を図りなが、多様な活動を展開していくことが期待されます。

企業

外国人労働者は、この地域の経済活動に大いに貢献しています。外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令の遵守に努めるとともに、日本語の習得など外国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組が求められます。また企業には、地域の構成員としての社会的責任に加え、外国人労働者を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任があります。企業はこの責任を認識し、この地域全体の課題への取組として、多文化共生の地域づくりへの連携・協働が求められます。

県民

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を対等なパートナーとして認めるとともに、積極的に外国人県民との交流を深めることが求められます。

外国人県民は、地域社会で自立して日本人県民と共生していくために、日本語でコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得が不可欠です。また、日本の文化、生活習慣や地域社会のルールに関する学習にも努める必要があります。更には、地域社会の構成員であると認識し、地域住民との交流や地域の活動に積極的に参加することが求められます。

大学

大学は、教育研究の成果を生かして、多文化共生分野での地域貢献が期待されます。具体的には、実態調査や施策立案などにおいて、行政、NGO・NPOの支援、県民などへの多文化共生の啓発、学生による外国人県民への日本語指導などです。

また、卒業後、多文化共生の分野で活躍できる人材(教員、多文化ソーシャルワーカーなど)の育成が期待されます。そのほか、教員の養成課程において、様々な外国語の学習機会の提供や、多文化共生に関するカリキュラムの充実も望まれます。

学校(小学校・中学校・高等学校)

学校は、外国人児童生徒が日本語や教科などを学習する重要な役割を担う場です。

外国人県民は、地域の行事よりも学校行事への参加率が高い傾向にあります。学校という場で日本人県民と外国人県民が出会う場合も多く、学校は多文化共生社会づくりの拠点として活用することができます。

また、すべての児童生徒に対して、多文化共生教育推進の場としての活用の充実も望まれます。

2 多文化共生推進主体の連携・協働の強化

多文化共生施策は生活全般に及ぶ幅広い分野にわたるため、それぞれ制度・事業などを所管する機関ごとに実施しています。

多文化共生を着実に推進していくためには、様々な担い手が、それぞれの役割を果たしつつ、かつ連携・協働を積極的に図りながら取り組んでいかなければなりません。

愛知県では、多文化共生の推進を所管する専門部署である多文化共生推進室が中心となって、庁内連絡会議を活用し関係部署の横断的な連絡調整を行いながら、各部署の連携がより図られる体制の下、施策を推進します。

また、共通の課題を抱える自治体が連携し、広域的な施策展開をして課題解決に取り組むことも効果的です。愛知県は、外国人が多数居住する6県(愛知県、群馬県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県)と名古屋市で「多文化共生推進協議会」を設置して活動しています。引き続き共通の課題などについて議論を深め、必要な法制度の改正などの働きかけなど、国に対しての要望活動を積極的に行います。

3 プランの進行管理と適切な見直し

プランに掲げる施策を円滑に実施し目標の達成に向けて、毎年度、進捗状況を把握し、その内容を公表します。

また、プランの進捗状況、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえて、適時かつ適切に、プランの内容について見直しを行います。

¹ 世界の人口の約3%が移民(外国で生まれた人) (1頁)

国連人口部統計(2005年)。国連人口部では、原則として外国で生まれた人のデータを用い、国によっては外国人のデータを用いて推計しています。

² 出入国管理及び難民認定法の改正(1989年) (1頁)

在留資格が、17種類から27種類に拡充されるなど、在留資格の種類と活動範囲の全般的な見直しが行われました。その結果、日系人2世や3世の日本での就労が容易になりました。1989年12月公布、1990年6月施行されました。

³ 特別永住者 (1頁)

「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年11月施行)により定められた在留の資格、または当該資格を有する者をいいます。終戦前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952(昭和27)年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫を対象としており、在留期間や在留活動に制限はありません。

⁴ 経済連携協定(EPA:Economic Partnership Agreement) (1頁)

自由貿易協定(FTA:ある国や地域の間だけで、輸出入品に係る関税や外資規制などを取払い、モノやサービスの行き来(貿易)を自由にすることを目的とした協定)の内容を基礎にしながら、より幅広い経済的関係の強化を目的とした協定です。

⁵ 愛知県国際化推進プラン (1頁)

2005年の愛知万博開催と中部国際空港の開港を大きな推進力として、活力ある愛知を実現するため、策定しました。

⁶ 新しい政策の指針 (2頁)

2015年までの間に、戦略的・重点的に取り組むべき政策を示しています。基本課題1「産業や文化を世界に発信する国際交流大都市圏づくり」に、戦略的・重点的な政策として「多文化共生成熟社会づくり」を位置づけています。

⁷ あいちグローバルプラン (2頁)

「愛知県国際化推進プラン」と「国際交流大都市圏構想」を継承するプランです。この地域が国際的な魅力にあふれ、地域の皆さんが国籍を問わず生き生きと活躍し、持続的な発展を遂げていく「アジアのあいち、世界のあいち」をめざして策定しました。

⁸ 外国人研修・技能実習制度 (4頁)

外国人研修・技能実習制度は、開発途上国への国際貢献と国際協力を目的として、日本の技術・技能などの修得を支援する制度です。研修を修了した外国人研修生は技能実習制度を利用することで、研修で修得した技能などを雇用関係の下で更に実践的に習熟することができます。研修生の在留資格は「研修」、技能実習生の在留資格は「特定活動」です。在留期間は両制度合わせて、最長3年です。

⁹ 外国人集住都市会議 (8頁)

南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政と地域の国際交流協会などによって2001年度に設立されました。外国人住民に関わる施策や活動状況に関する情報交換を行うとともに、首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言などを通し、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に向けて取り組んでいます。

¹⁰ 国際交流大都市圏構想 (10頁)

愛知万博の開催と中部国際空港の開港などの成果を生かし、この地域の国際的な交流拠点性を高めていくため、策定しました。国際交流大都市圏づくりに必要な取組として「多文化共生の地域づくり」を位置づけ、中でも、外国籍児童生徒の教育環境の抜本的整備を重点的に推進するプロジェクトとしています。

¹¹ 多文化ソーシャルワーカー (10頁)

外国人が自分の文化と異なる環境で生活することにより生じる心理的・社会的な問題に対して、外国人本人、家族、グループ、コミュニティに働きかけることにより、相談から解決まで一貫した支援を行う人材をいいます。

¹² (日本語教育適応学級担当教員)配置基準を改善 (12 頁)

[小学校]日本語教育が必要な児童生徒が10人以上:1人、31人以上:2人、51人以上:3人、71人以上:4人、91人以上:5人(下線部 2007年度改善部分)

[中学校]日本語教育が必要な児童生徒が10人以上:1人、21人以上:2人、31人以上:3人、41人以上:4人(下線部 2007年度改善部分)

¹³ 外国人児童・生徒等を対象とする愛知県私立各種学校設置認可審査基準 (12 頁)

校地・校舎について一定の条件の下、借用も認める(借用期間10年以上)。開設年度の経常経費の6分の1に相当する程度の資金を保有するなどを内容としています。

¹⁴ 国際人権規約 (20 頁)

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は1979(昭和54)年に批准しました。

¹⁵ 人種差別撤廃条約 (20 頁)

人種、肌の色、民族のちがいなどあらゆる差別を禁じています。そして、差別のない国際社会を築くための実質的な措置の実現を締約国に求める国際条約で、日本は1995(平成7)年に加入しました。

¹⁶ 憲法 (20 頁)

1978(昭和53)年の最高裁判決以後、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶ」と解されています。人権の普遍性や憲法前文の国際協調主義、更には憲法98条2項の条約遵守義務から、日本国憲法上、一般に外国人の人権保障の必要性が導かれています。

¹⁷ ユニバーサルデザイン (20 頁)

文化・言語のちがい、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいいます。例えば、文字のかわりに絵文字(ピクトグラム)を使って各種表示を行うこともその一つです。

¹⁸ CSR (Corporate Social Responsibility) (28 頁)

企業の社会的責任。企業は社会的存在として、最低限の法令遵守や利益貢献といった責任を果たすだけでなく、市民や地域、社会の顕在的・潜在的な要請に応え、より高次の社会貢献や配慮、情報公開や対話を自主的に行うべきであるという考え方です。

¹⁹ 学びネットあいち(愛知県生涯学習情報システム) (31 頁)

県内の生涯学習関係機関や団体が保有する生涯学習情報を総合的に提供するシステムです。

<http://www.manabi.pref.aichi.jp/>

²⁰ 定住外国人の地方参政権についての意見書 (34 頁)

「国際化の進展に伴い、定住外国人は増加傾向にあり、地域における役割も重要となっている。しかし、現状、定住外国人が地域住民として日常生活に関わりの深い地方の政治に参加する途が開かれていない状況にある。よって、政府には、定住外国人の地方参政権について検討されるよう強く要望する。」(要約)

²¹ 母語/母国語 (44 頁)

母語は、個人が最初に接触あるいは習得する言語です。母語と母国語は異なる場合があります。例えば、中国から来た子どもの場合、母国語は中国語でも、母語は広東語であったり、上海語であったりします。在日韓国・朝鮮籍の人の場合は、母語が日本語の人が多くなっています。

²² 中学校卒業程度認定試験(中卒認定) (44 頁)

学校教育法第23条の規定により、病気などやむを得ない事情で就学を免除された人や、日本の国籍を有しない人で受験年度末までに15歳以上になる人などに対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。

²³ 多文化共生教育のあり方についての実践研究 (46 頁)

学校全体で多文化共生教育に取り組むため、a)全校組織の設置 b)外国人生徒教育支援員や地域・中学校との連携 c)学校祭で日本人生徒・外国人生徒・留学生の友好関係を深める、などの方法により、高等学校における多文化共生教育のモデルづくりをテーマとして、2007~8年度にわたり県立豊橋西高等学校で研究を行っています。

²⁴ 労働関係法令 (52 頁)

労働基準法、最低賃金法、労働者派遣法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法などをいいます。

²⁵ 国民年金法における国籍条項の撤廃(1982(昭和57)年) (58 頁)

被保険者の資格から国籍条項が撤廃され、外国人については「日本国内に住所を有するに至ったとき」と改正されました。しかし、改正時に35歳以上の外国人の加入を認めなかったり、後にこの制限を緩和した1986(昭和61)年の改正でも、その時点で60歳以上であった人の加入が認められませんでした。また、1982年の時点で20歳以上だった障害者の障害年金の受給資格は認めませんでした。

²⁶ 在日外国人無年金者の救済措置についての意見書 (58 頁)

「障害基礎年金、老齢基礎年金等の対象とされていない在日外国人が、地域で自立した生活ができるように、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律を改正し、同法に定める特定障害者に無年金の在日外国人障害者を含めるとともに、給付金の額を障害基礎年金相当額に引き上げること及び、無年金の在日外国人高齢者に、老齢基礎年金相当の給付金を支給する制度措置を講じることを強く要望する。」(要約)

²⁷ ニューカマー (59 頁)

1980年代以降に来日し定住した外国人を、第二次世界大戦前後に来日した朝鮮半島や台湾出身の定住外国人と区別するための概念です。一般的に、1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正施行を契機として急増した南米系日系人をさすことが多いです。

²⁸ 多言語情報翻訳システム (61 頁)

英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語による基礎的な情報を瞬時に翻訳するシステムです。「防災情報」と「生活情報」に分類されており、(財)愛知県国際交流協会のウェブページ(「愛知県国際交流情報システム(i-net)」: <http://www3.lib.aia.pref.aichi.jp/mlis/>)で公開しています。

²⁹ 警察署協議会 (64 頁)

地域住民などから選出され、警察行政について、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関です。警察法に基づいて2001年から各警察署に設置されています。